

にする方が可からうと云ふ説を唱へる者もあるけれど、總て斯ういふ事は杓子定規には出來ない、必ず一分一厘でも多過ぎたり、少な過ぎたりしては小兒の害になると云ふやうな開きな理屈責めの理由は無いのです、牛乳を飲ませる上に於て少し位の酌酌は差支へないのです、人の身体は左程六ヶ敷いものでなく餘り保育者が心配仕過ぎると夫れが却つて障りとなることもあるのです、デ薄め方は生後の年月によつて換へなければなりません、小兒によつて消化力は異なるもの故、之れを飲ませて胃腸病を起すやうなら其の薄め方は尙醫師に就いて必ず御相談なさい、先づ一般の薄め方と飲ませる分量は次ぎにお咄し致しませう。

(つゞく)

▲白髪を黒くする法 瑞西の或る科學者は此程又光線を應用して白き馬の毛を變じて黒色となすを得たるより同一理法に依りて人の白髪を黒色に變ずることを得べしとなし目下切りに研究中なりと云ふ

婦人と親族法

太田 英 隆

第二節 養子縁組

養子縁組は我國古來の習慣でありまして、後には法律で此制度が定めらるゝ様になりました、今養子縁組が行はれた原因を尋ねまするに、左に掲げまする三つの理由から來てゐる様です。

第一、宗教上の必要から來てゐるもの、之れは祖先の祭祀を斷絶させないと云ふ所から來たもので今の人より昔しの人程此觀念が強い様です。

第二、族制上の必要から來てゐるもの、之れは世嗣をさすべき實子のないものが、其宗名を斷絶するを避け様とする所から來てゐるのです。

第三、經濟上の必要から來るもの、之れは家督を相續すべき男子のないものが、其家産を相續し、之れを整理せしむるために、養子をするので、族制上の必要から當然來るべき理由なのです、

右の理由を考へまするに、養子縁組と云ふもの一家が一國の原素である家族制に固有の制度であ

りまして、歐羅巴各國に於けるが如き、個人主義の國に於きましては、全く成立つことの出来ない制度であります。それでありますから、英吉利を始め、和蘭、瑞典の如き國々にては、全く此制度を認めません、只僅かに此制度の、残つてゐるのが佛蘭西、獨逸、伊太利等の國々であります。之等の國々に行はるゝ、養子の目的は、老年に至りて子を設けないもの、又は子を失ひしものが其心を慰める爲めか、又は幼者を保護するが爲めに假りに親子の關係を結ぶものであります。其養子は依然、實家との關係を絶たないで、實家の一員としての、權利をももつてゐるのであります。こう云ふ様な有様でありますから、歐羅巴に行はるゝ養子の制度は、一つの虚飾であります。先きに述べました、三つの原因に基いてゐると云ふことは云へません、佛蘭西が養子制度を採用したのは、全く政治上の意味から來たので、彼の革命時代に羅馬の共和政治に心酔した結果、遂に家族制度まで、法律で似ねる様になつたのです。それで、今日歐羅巴諸國では、養子制度は自然に

りに反するから、之れは廢止すべきものであると云ふてをります。我國でも、斯様なことを説く人があります。我國は御承知の通り家族制を國體としてをりますれば、其原素たる家を永遠に保存し、祖先の祭りを絶たぬことが肝要であります。それ故に、我國では養子制度を維持するは極めて必要のこと、存じます。

第一款 養子縁組の要件
第一項 實質上の要件

第一、縁組の意志、養子縁組は、法律上の手續によらなければならぬ。いことは云ふまでもないことで、法律の定めるところによると、養子になる人は養子縁組をしようとして云ふ考へがなくてはなりません。法律上の語で云へば、承諾の意志を表示する能力がなくてはならぬと云ふことになるのです。所が此場合には二つの例外規定があります。一つは滿十五年に達せないものが、養子とならんとすると、父母が代つて承諾の意志表示をすることが出来るのと、他の一つは配偶者あるものが、配偶者と共

に縁組を爲さんとすると、承知したと云ふことを表示することが出来ない場合に、他の一方が雙方の爲めに意志を表示することです。

第二、縁組の資格

(一) 他から養子をなさうとするものは、成年に達しなければなりません。

外國の立法例によりますと、その多くは養子制度を以て實子のない者か又は之を失つた者を憫むの趣旨に基きまして、通常實子を擧げることの出来ない年齢した者、即ち四十歳乃至六十歳の年齢に達せなければ養子を爲すを許しません。そうであります吾邦に於きましては、單に實子なき者を憫んで養子制度を認むるに至つたものでありませんから、養親が成年に達せばよいとしたのであります。

(二) 養子を爲す者は養子となすべき者の卑屬又は年少者でないことを要します。

養子は之を以て實子に擬しその間親子の關係を生ずるものでありますから、己れより年長の者を養子とすることは自然に反しまするし、又尊屬の

中には養親より年少なる者(叔父母の如き)もあります。が、こんな人を養子としますときは、尊卑の順序を紊亂しますから、この制度を定めたのであります。

(三) 男子を養子とする者は法定の推定家督相續人たる男子なきことを必要とします。但し女婿となす場合はよろしいのです。

既に家督相續人たる男子ある者が更に男子を養子とするは當に必要がないばかりでなく、之が爲めに推定家督相續人たる者の權利を侵害するの弊があるから、その上男子の養子を許さないののであります。併し男子の場合でも女婿の如き、相續人の權利を侵害する虞がないものなくば、少しも差支へがありませんから男子を入れても妨げがないのであります。

(四) 養子を爲さんとする者はその後見人でないことを要します。

若し後見人が被後見人を養子とすることを許すとせば、被後見人の財産に付さ不正のをしたとき、之れを俺はんが爲めに自分の養子として罪

悪を免れうとする者が出来ずから、法律はこの弊害を豫防する爲めに斯く規定したのです。

(五) 配偶者ある者はその配偶者と共にせなければ縁組をすることは出来ません。

外國に於きましては、配偶者ある者でも獨立して養子を爲すことが出来ませんが、吾邦では慣習上から言つても夫婦獨立して養子縁組を爲すことは許しませんが、それでありますから、縁組に付きましては、夫婦兩人の同意がなくては駄目なのであります。

第三、同意

養子縁組を爲さんとする者は、その家にある父母の同意を得、縁組又は婚姻によりて他家に入つた者が、更に養子として他家に入らうとするには實家に在る父母の同意を得、家族が養子縁組を爲さんとするときは、戸主の同意を必要とします。茲に一寸注意せねばならぬことは、前にも述べた如く、婚姻の場合に於きましては、男子は満三十年女子は二十五年に達したときは、家に在る父母の同意を要しませんが、養子縁組に付きましては

その年齢に制限もなければ又父母の同意も要せないことであります。

第二項 形式上の要件

縁組の方式に付きましては、婚姻のときと同じく之を戸籍吏に届出づるに因つてその效力を生じます。又その届出の方法及び證人等も婚姻に關すると同一でありますから、亦茲に復説しませんが、養子縁組に付きましては、縁組の無効及び取消とか、離縁とか謂ふことがありますが、これ等は大体婚姻のときとよく似てゐますから詳しく述べないで、家庭教育上最も必要である、親權に移つて少しく説かうと思ひます。

▲ローゼヴェルト家の食卓 米國大統領ローゼヴェルト氏は朝飯に雞卵一個と小さいパンとコーヒートを用うるだけで、晝餐もまた頗る質素なもので、彼れが一日の盛餐たる晩餐に於ても、三鉢の料理が出るのが普通で時としては二鉢の事もある、彼れ及び彼れの家族は此の質素な生活に満足して、ホワイトハウスに樂しい家庭を作つて居る